

令和5年 天草市農業委員会第11回総会議事録

令和5年11月24日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	6番	野中 幸廣 君
7番	中村 三千人 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君
13番	山並 彰一郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
書記	浦川 優也	書記	濱 朋也
書記	宮川 楓大		

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第63号	保留案件の審議について
日程第3	議第64号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議第65号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第66号	事業計画変更申請について
日程第6	議第67号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議第68号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請について
日程第8	議第69号	農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請について
日程第9	議第70号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第10	議第71号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第11	議第72号	非農地証明書交付申請について
日程第12		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第11回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。2023年も残り40日ほどで終わりを迎えようとしています。コロナやインフルエンザが流行した1年でしたが、農業委員会では感染者が少なかったとのことで、皆さんの感染対策のおかげかなと思います。現在、天草市内の小中学校でインフルエンザの感染者が増えている状況でございます。皆さんも十分注意をして、仕事に励んでいただけたらと思います。また、畜産をはじめとした農業関係についても、ロシアによるウクライナ侵攻などの問題で物価高となり、苦しい生活を強いられております。他にも、飼料の高騰や異常気象による被害、カメムシの大量発生など、当たり前の生産ができていない状況です。これらの対応に加えて、これからは農地の集積と併せて、農地の目標地図の作成を進めていきます。11月29日から関係する地域に関しては再度、研修会をしながら目標地図の作成に取り組んでいただきたいと思いますので、研修に積極的な参加をよろしくをお願いします。また、農業委員の皆さんには農地利用最適化推進委員をリードしていただかなければなりませんので、そこに関してもよろしくをお願いします。それと、下限面積の撤廃など、農地法も何度か改正されております。そのあたりも気を付けていただいて、市民の方から質問があった場合は回答ができるように勉強していただければと思います。本日は3条が8件、4条が6件、5条が13件、その他あわせて約50件の案件が上がっております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、議事の進行は会長にお願いいたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9番川口委員、11番黒川委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第63号、保留案件の審議についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 先月の第10回総会で保留案件となりました第4条の許可申請について、事務局で下水道課に確認した結果をご報告させていただきます。中村委員から、「下水道管の施工は、市で行ったものではないか。個人所有の道路に市の下水道管を通すことはできないため、下水道課に確認を行った方が良い」と意見がありました。下水道課に確認を取りましたところ、市道に沿って下水道管の本管が敷設しており、各個人宅から本管につなげ

るための敷設工事は、個人負担でされていると回答がありました。併せて、道路のアスファルト舗装工事について申請者にお尋ねしたところ、始末書のとおり昭和〇〇年に申請者の父親が個人で施工されたとの事でした。理由としましては、道路の先に申請者の〇〇の家があり、その家は昭和〇〇年に建築されており、家の建設と合わせて個人所有の道路として整備されたとの事です。以上になります。なお、今後このような案件があった場合、市の関係各課と連携を図り、農業委員会へ連絡してもらうようお願いしたところです。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。今の説明で分かるのですが、私が言いたいのは、どうして下水道課で許可を得ずに工事をしてしまったのかという点です。他の始末書案件でも関係のあることかもしれませんが、農業委員会と関係各課が連携を取れていれば許可は出ている案件ですから。今回も始末書案件が数多く提出されております。ある市民の方からは、始末書を提出すれば簡単に許可が下りるのだらうという話をされました。これから審議するにあたって、始末書の場合は特に慎重に進めていくべきだと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただいま、中村委員からの意見がありました。始末書案件については、現地確認の時もそうですが、事務局でも十分注意して受付を行い、対応してください。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第64号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。栢宇土町の譲受人は、栢宇土町の譲渡人より、栢宇土町の田3301㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いいたします。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。11月19日に井上推進委員と現地確認に行きました。譲受人と井上推進委員は知り合いで、農業をされている方だと言われていました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の田4913㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲と飼料稲を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、光崎推進委員と現地確認を行いました。譲渡人が病気で経営ができないということで、譲受人に作ってもらいたいとのことでした。譲受人は申請地付近の地区で広い面積を耕作されています。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。佐伊津町の譲受人は、宇土市の譲渡人より、倉岳町の畑480㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真にな

ります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。11月20日に現地確認を行いました。申請地は2筆あり、その間に住宅があります。今回、その住宅と一緒に申請地を購入し、管理をされるそうです。耕作される方がいないような場所なので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田689㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。11月18日に松本推進委員と現地確認に行きました。この土地は昔から埋め立てられて、畑として利用されておりました。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。5番について説明します。古川町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、新和町の田1516㎡を売買により取得したいというもの

です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。先日、池田推進委員と現地確認に行きました。譲渡人の方が福岡にお住まいで、申請地の引き取り手がおらず、譲受人に管理してくれないかと話があったそうです。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。新和町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、新和町の田 2221 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻と飼料稲を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。先日池田推進委員と現地確認に行きました。先ほどの3条5番と同じ譲渡人で、この農地についても、譲渡人が福岡にお住まいで管理ができないため申請されました。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。五和町の譲受人は、大阪府の譲渡人より、五和町の田 1219 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。11月20日に小松山推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明があったとおり、譲受人の父親の代から申請地を借りて営農されており、〇〇人で頑張っておられます。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 8番について説明します。河浦町の譲受人は、東京都の譲渡人より、河浦町の田と畑 4554 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で4枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（川口明君） 9番川口です。事務局から〇〇〇〇の申請については、近隣の地域の農業委員による確認をお願いしますとのことでしたので、11月20日に〇〇〇〇の道案内のもと、田中推進委員と現地確認に行きました。申請のあった農地につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇の土地とのことでした。現在の名義人は東京都にお住まいですが、相続人がいないため、〇〇〇〇に名義変更されるそうです。きれいに管理されておりましたので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 65 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田 14 m²を宅地拡張している案件です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅に隣接している土地で、宅地と一体的利用されているため、住宅 1 棟、車庫兼物置 1 棟、庭として利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。11 月 18 日に堤内推進委員と現地確認に行きました。数十年前に住宅が建っており、宅地の一部が農地だと知らなかったとのことでした。始末書も提出されておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。この案件は令和 5 年 4 月に農用地区域からの除外申請があり、令和 5 年天草市農業委員会第 5 回総会において許可見込みありと判断

され、令和5年10月に除外されたものです。転用者は栢宇土町の個人で、栢宇土町の田278㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、自家用駐車場3台、来客用駐車場1台として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。11月19日に井上推進委員と現地確認に行きました。転用理由は、現在借家に住んでおられ、手狭で不便であることと、その借家の敷地が土砂災害警戒区域にあるため、申請地に自宅を建築したいとのことでした。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。この案件は、令和5年10月に除外されたものです。転用者は栢本町の個人で、栢本町の畑422㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（猪原真滋君） 5番猪原です。11月18日に松本最適化推進委員と現地確認を行いました。

た。事務局の説明にもありましたが、農振農用地からの除外がされております。何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑213㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化し、改築したため、住宅1棟、駐車場4台、物置1棟、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。11月20日に田口推進委員と現地確認を行いました。

元々住んでいた家は土砂災害特別警戒区域に指定されており、今回の申請地に新しく家を建てたいとのことでした。始末書が出ております。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。この案件は、令和5年10月に農振除外されたものです。転用者は滋賀県の個人で、天草町の畑258㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で

す。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが難しいため、スギ 77 本を植林する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9 番（川口明君） 9 番川口です。11 月 21 日に現地確認を行いました。事務局から説明があったとおり、既にスギが植林されています。始末書も提出されていますので何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6 番について説明します。転用者は熊本市の個人で、河浦町の田 1577.73 m²を太陽光発電設備に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して売電収入を得たいため、太陽光パネル 288 枚、パワーコンディショナ、キュービクルとして利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。11 月 17 日に小林最適化推進委員と現地確認を行いました。申請地の周辺は転用者の土地で、その一部が太陽光発電設備に転用してありました。特に問題はないと思います。ご審議方よろしく願いします。

○事務局（浦川優也君） 補足説明をさせていただきます。こちらの申請に至った経緯なので

すが、平成 26 年から転用してありまして、事務局でも平成 26 年から違反転用事案ということで、是正指導を行っていたところですが、県にも報告しておりまして、長年是正がされなかった案件になります。昨年、ようやく申請人と連絡が取れまして、事務所の方にもお願いをされていたそうですが、申請まで時間がかかったそうです。このような事情がありまして、今回の申請に至りました。以上で補足を終わります。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。申請地周辺は太陽光発電施設がたくさん設置してありますが、このような案件は他にないのでしょうか。

○事務局（浦川優也君） 周辺は全て雑種地になっていました。

○7 番（野中幸廣君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 66 号、事業計画変更申請についてを議題と致します。事務局より関連する 5 条申請 1 番と一括して説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 6 ページと 7 ページをご覧ください。事業計画変更と 5 条 1 番について内容が同じであるため、まとめて説明します。この案件は、平成 3 年 9 月 10 日付けで農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けたもので事業計画を変更したいというものです。申請事由につきましては、当初は事業計画に基づき、個人住宅を建てる計画でしたが、転用事業者が営んでいる漁業の事業拡大のため、住宅建設用の資金を使用してしまい、資金が不足し、計画を断念することになりました。また、承継者は転用事業者の孫にあたり、住宅を建設できる場所を必要としていたため、今回の申請に至りました。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇 km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が事業計画変更前の配置排水図です。次が変更後の配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在、借家住まいのため、戸建て住宅を新築したいため、住宅 1 棟、駐車場 3 台、庭、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の 10 ページ

をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認に行きました。周囲は住宅地に囲まれており、個人住宅の建築が計画されているということで、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第6、議第67号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より2番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の7ページをご覧ください。2番について説明します。転用者は八代市の個人で、佐伊津町の畑103㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、Uターンに伴い、家族と一緒に住むための自己住宅を建設したため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に農地として利用されていないため、始末書が2枚提出されております。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、堤内推進委員と現地確認に行きました。個人住宅を建築するにあたり、申請地はきれいに整地されておりました。始末書も出されており、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。この案件は、令和5年10月に農振除外されたものです。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田1178㎡を売買により取得し、スポーツジムに転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、地域住民の健康増進を目的としたスポーツジムの建設をいたため、スポーツジム1棟、駐車場13台、通路として整備し利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。堤内推進委員と現地確認に行きました。私が聞いた話では高齢者が体操などできるような施設で、24時間営業のスポーツジムを作りたいとのことでした。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の8ページをご覧ください。4番について説明します。この案件は、令和5年10月に農振除外されたものです。転用者は本町の法人で、本町の田1480㎡を売買により取得し、運動広場及び避難所へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水

図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、運動広場及び災害時の一時避難場所として利用したいため、グランドゴルフ場2面、フットボール場兼ソフトボール場兼Tボール場1面として整備し利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。松下推進委員と現地確認に行きました。〇〇に隣接しており、運動広場と一時避難所として利用されるので、特に問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。転用者は苓北町の法人で、本町の田160㎡を売買により取得し、通路及び駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、通路及び駐車場として利用したいため、事務所1棟、倉庫1棟、駐車場12台、大型駐車場4台、来客用駐車場5台、資材置場、通路として整備し、利用する計画です。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。松下推進委員と現地確認に行きました。申請地は細長いところで、里道が間にあって、そこを取得するのに時間がかかったと思います。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 6番について説明します。転用者は本町の個人で、本渡町の田5.71㎡を贈与により取得し、宅地拡張をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、作業所の一部が農地であることが判明したため、作業所1棟、作業場、駐車場4台、通路として利用する計画です。資料③の15ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。この案件は先月許可した案件の一部が残っていたという案件です。先月は、隣の農地に共同住宅を建築するという申請でしたが、そこを測量した際に作業所の一部が農地であると分かったそうです。特に問題はないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 7番について説明します。この案件は、令和5年10月に農振除外されたものです。転用者は佐伊津町の個人外1名で、本渡町の畑448㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画で

す。土地利用計画の内容は、現在借家住まいのため、戸建て住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場4台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の16ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。ここは私の知り合いが借りてみかんを作っていました。が、耕作に不向きだということで、貸し借りを解約した土地になります。このままだと、荒地になってしまうような場所なので、住宅として利用されるのに問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の9ページをご覧ください。8番について説明します。転用者は丸尾町の個人で、中村町の畑217㎡を贈与により取得し、個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の17ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日山下推進委員と現地確認に行きました。申請地は道路と住宅に囲まれた住宅地の中の農地です。住宅として利用されるとのことですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 9番について説明します。転用者は佐賀市の個人で、有明町の畑491㎡を売買により取得し、倉庫及び駐車場に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、倉庫と駐車場として利用するため、倉庫1棟、駐車場2台として利用する計画です。資料③の18ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 1番本田です。ただいま事務局から説明があったとおりでございます。譲受人は県外に住んでおりますが、申請地の隣の宅地と一緒に購入し、倉庫及び駐車場として利用されるとのことでした。特に問題はないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 10番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑213㎡を贈与により取得し、宅地拡張をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、自宅の敷地内の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、小屋1棟、駐車場5台として利用する計画です。資料③の19ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○13 番(山並彰一郎君) 13 番山並です。11 月 20 日に現地確認に行きました。申請地は〇〇年ほど前に自宅を建築しております。その時に農地転用の手続きは済んでいるという勘違いがあったようで、息子さんに名義を変えるときに地目が農地であることに気づいたそうです。問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、11 番と 12 番について事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の 10 ページをご覧ください。11 番と 12 番についてまとめて説明します。この案件は、令和 5 年 10 月に農振除外されたものです。11 番については倉岳町の個人で、倉岳町の畑 294 m²を売買により取得し、12 番については倉岳町の個人で、倉岳町の田 118 m²を売買により取得し、中古車展示場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地 11 番は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。申請地 12 番は土地改良事業の施行区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、中古車展示場としての需要が見込まれるため、駐車場 10 台として整備し利用する計画です。資料③の 20 ページと 21 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13 番(山並彰一郎君) 13 番山並です。事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、13番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 13番について説明します。転用者は新和町の個人外1名で、五和町の畑38㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、庭として整備し利用する計画です。資料③の22ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに転用済みのため、借受人より始末書が提出されています。以上です。

○事務局（浦川優也君） 補足説明をさせていただきます。始末書に記載してあるとおり、既に建っていた家を解体して、新しい家を建築中です。今回の申請にあたり、工事の中断をお願いし、許可が下りてから工事を再開してもらうようにしております。実際に工事がストップしていることも事務局で確認しております。以上で補足説明を終わります。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。11月20日に馬場推進委員と現地確認に行きました。事務局の説明のとおり、借受人の祖父の家が建っていたのですが、そこを解体し、新しく家を建てる工事を始めたら、一部が農地であったということでした。私たちが現地確認に行ったときは既に工事は止まっており、始末書も出ておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第68号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外申請についてを議題とします。それでは1番から事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の11ページをご覧ください。1番について説明します。申請者は倉岳町の個人で、倉岳町の田274㎡を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。

ださい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、資材倉庫及び作業場が不足しているため、宅地拡張をする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。申請者は行政で、倉岳町の田 4,207 m²に市役所庁舎及びガイダンスセンターを建設する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと北へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、市役所倉岳支所と国史城棚底城跡ガイダンス施設を併設して建設するため、市役所庁舎及びガイダンスセンターに転用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地となりますが、集落に接続するため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。申請者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田 261 m²を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側に

ある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、物置及び自宅通路が農地と判明したため、宅地拡張をする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分の一部は、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地となりますが、既存施設の拡張のため、農地法許可基準に適合する見通しです。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に4番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。申請者は本渡町の個人で、佐伊津町の田321㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、個人住宅にする計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に5番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 5番について説明します。申請者は栖本町の個人で、栖本町の田1021㎡を農家住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが老朽化しており、土砂災害特別警戒区域にあたるため、農家住宅を建設する計画です。次が農振農用地を表している

航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地となりますが、集落に接続しているため、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。次に6番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。申請者は本町の個人で、五和町の畑 2155 m²を倉庫及び木材置場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、周囲への騒音を考慮し、新たな場所へ木工所と貯木場を移設するため倉庫及び木材置場として利用する計画です。次が農振農用地を表している航空写真になります。次が除外後の農地区分になります。除外後の農地区分は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地となり、農地法許可基準に適合する見通しです。以上です。なお、既に一部転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は許可の見込みありと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第8、議題69号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域への編入申請についてを議題と致します。それでは1番から事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の12ページをご覧ください。1番について説明します。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。果樹経営支援対策事業を活用したいため、農用地区域の編入をする

というものです。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は異議なしと決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 9、議第 70 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 13 ページから 15 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 4 件、再設定が 1 件、合計 5 件で、筆数 11 筆、総面積が 17,893 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 23 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 10、議第 71 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の 16 ページから 17 ページをご覧ください。更新の計画が 3 件、再配分の計画が 0 件、利用権移転の計画が 0 件、受け手変更が 1 件、合計 4 件で、筆数 10 筆、総面積が 16,104 m²となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 24 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長(本田実君) 日程第11、議第72号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が1件、有明地域が1件、御所浦地域が1件、河浦地域が2件の計5件です。筆数は全体7筆、面積は3,508㎡となっております。資料③の25ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の18ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2番と3番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が4番と5番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が6番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が7番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長(本田実君) それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 2番と3番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 4番と5番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 6番について意見及び質疑はございませんか。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。ここは海岸線沿いに少しだけ残っている土地ですが、山林扱いになるのでしょうか。

○事務局（浦川優也君） こちらは、あくまで事務局が参考までに表記したものになりまして、最終的な地目は法務局が判断します。

○10番（富崎ますみ君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第12、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の19ページをご覧ください。農地利用・形状変更届及び第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和5年天草市農業委員会第11回総会を閉会致します。

閉 会 16時20分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 木田 美

署名委員 川口 明

署名委員 黒川 紀世子